2　金融商品取引業者である商品先物取引業者は、第三十八条、前条及び前項の規定にかかわらず、純資産額として金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十六条第一項に定める額の合計額から同令第百七十七条第一項に定める額の合計額を控除したものを、法第二百十一条第一項の主務省令で定めるところにより算定した額として同令第百七十八条第一項に定める額の合計額を、それぞれ用いて純資産額規制比率を算出し、書面（様式第十二号の純資産額規制比率に係る部分の記載と同等以上の内容を有するものに限る。）によりこれを届け出ることができる。

第百二条第一項第四号中「委託者の計算による商品市場における取引等又は外国商品市場取引等であって、委託者があらかじめ定めた額の損失又は利益が発生した場合において、」を削り、「前条第一号から第五号まで及び第七号」を「資金総額について同意を得た上で、前条各号」に改め、「指示がないものについては、」の下に「一定の事実が発生した場合に」を加え、「、当該取引のすべてに係る決済を転売又は買戻により結了させる」を「決定され、商品先物取引業者がこれらに従って、取引を執行する」に改め、「書面」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「委託を受ける行為」の下に「（当該契約の概要その他の参考となるべき事項を記載した書面の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）を受け、当該事項を理解している委託者から委託を受ける行為に限る。）」を加え、同項に次の二号を加える。

五　特定委託者（法第百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第百九十七条の五第四項又は第六項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次号において同じ。）及び特定当業者（法第百九十七条の八第二項において準用する法第百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第四項又は第六項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。以下同じ。）から前条各号（第四号を除く。）に掲げる事項について同意を得た上で、同条第四号に掲げる事項については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次号において「特定同意」という。）の範囲内で商品先物取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

六　特定委託者及び特定当業者から前条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事項並びに個別の取引の総額並びに同条第三号又は第四号に掲げる事項の一方について同意（第四号に掲げる事項については、特定同意を含む。）を得た上で、他方については商品先物取引業者が定めることができることを内容とする契約に基づき商品市場における取引等又は外国商品市場取引等の委託を受ける行為

第百二条の二中「締結している者」の下に「（第三号に掲げる契約を締結している者にあっては、当該者が当該商品先物取引業者との間で最初に同号に掲げる契約を締結した日から九十日を経過した場合であって、かつ、勧誘の日前一年間に二以上の同号に規定する取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の同号に規定する取引の残高を有する場合に限る。）」を加え、「商品取引契約」の下に「（第三号に掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　顧客のために金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ（同条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約

第百三条第一項第六号中「（法第百九十七条の八第二項において準用する法第百九十七条の四第五項又は第八項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第百九十七条の九第二項において準用する法第百九十七条の五第四項又は第六項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。以下同じ。）」を削る。

（商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部改正）

第二条　商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令（平成四年農林水産省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「委託しないこと」の下に「。ただし、商品先物取引業者である許可申請者が、その行う商品先物取引業の顧客から一任されて行う取引については、この限りでない」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年十二月一日から施行する。